

有効期間満了日 令和10年3月31日  
熊生環第91号  
令和4年2月17日

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）  
銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第34号）  
及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府  
令第5号）が令和4年1月28日公布され、同年4月1日から施行されることとな  
った。その趣旨及び概要等は、別添警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の  
一部を改正する政令等の施行について（通達）」（令和4年1月28日付け警察庁  
丙保発第3号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令等の施  
行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。